

## 社会福祉法人光志福祉会 行動計画（次世代育成支援対策推進法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 1月 1日～2027年12月31日までの 2年間

### 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員・・・取得率30%以上

女性職員・・・女性職員全体と有期雇用の女性職員それぞれについて、  
取得率75%以上

#### ＜対策＞

●2026年 1月～ 対象職員を把握し、管理者が育児休業の取得を促す。

●2026年 2月～ 育児休業取得推進ポスターを作成し掲示する。

目標2：全職員の時間外・休日労働時間の平均を各月6時間未満とする。

#### ＜対策＞

●2026年 1月～ 残業申請なく勤務時間終了後も残っている職員に退社するよう  
に管理者から促す。

●2026年 2月～ 部署ごとの時間外労働時間を確認し、必要に応じて個別に指導  
を行う。